

令和6年度

第2回 鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会 会議概要

- 日 時 令和6年7月16日(火)
午後1時51分～午後3時5分
- 場 所 市役所本館12階 1202会議室
- 出席委員 齊藤委員、別府委員、市川委員、小津委員、吉崎委員

(内 容)

1 指定管理者候補者選定に係る市の判断の妥当性について

- 第1療育センター、第2療育センター及びベルホームについて、当該施設を所管する障がい福祉課が評価基準に基づき実施した非公募の指定申請者に対する適否の判断について、障がい福祉課から判断の根拠等の説明を受けて、その判断が妥当であるか否かを審議した結果、以下の意見を付した上で、全ての施設の適否の判断が妥当であると判断した。

【付帯意見】

- ・ 物価高騰、賃金上昇等の社会情勢の急速な変化にしっかりと対応すること。
- ・ 社会情勢の急速な変化の対応に当たっては、指定管理者と鈴鹿市等の横のつながりを緊密にしながら事業を展開すること。
- ・ 指定期間中に、民間企業の福祉サービスの状況を把握し、公共施設における福祉サービスの提供について、より利用者満足度の向上が図れるようしっかりと検討すること。

- 主な審議内容は以下のとおり。
 - (1) 第1療育センター、第2療育センター
 - (2) ベルホーム

【担当課への質疑応答】

(委員)

- ・ 療育センター及びベルホームの収支予算書において、令和7年度から令和9年度までにかけて人件費が減少しているが、減少理由は何か。

(障がい福祉課)

- ・ 両施設は、障害福祉サービス全体の中での公的な施設としての在り方を整理する方針を持っている。以前と比べ福祉サービスを提供する

民間企業は増えていることから、民間企業で対応できる部分については競合を避け、民間企業で対応することが困難な方の受入れを行っていく方向性が事業計画書に記載されている。このことから、利用者数は減少すると見込んでおり、利用実態に応じて職員の適正化を図る必要があることから人件費が減少している。

(委員)

- ・ 職員の適正化を図るに当たり、今後、物価上昇や賃金高騰などを見越した事業計画となっているのか。

(障がい福祉課)

- ・ 物価上昇等のベースアップ分に対しては、雇用形態の変更や人数を抑制するなど適切に対応できる計画となっている。

(委員)

- ・ 専門職である言語聴覚士等が辞職した場合は、新たな人材をすぐに確保できるのか。

(障がい福祉課)

- ・ 専門職の人材確保は非常に悩ましく、指定申請者においても苦労しているのが現状である。専門職として他の民間企業に従事している方を兼業という形で療育センター等においても従事してもらうなど、専門的な対応が途切れのないような体制を検討している旨を聞いている。

(委員)

- ・ 近年、外国にルーツを持つ児童が増えていると感じており、対応に苦労していると思うが、療育センターの事業計画書に記載のある翻訳・通訳員は指定申請者の職員で、必要に応じて療育センターで対応しているのか。

(障がい福祉課)

- ・ 指定申請者の非正規職員で、療育センターに常駐している。外国人の利用者は年々増加傾向にあることから配置しており、特に利用者の親権者に対して、療育に関する説明を行えるようにしている。

(委員)

- ・ これまで鈴鹿市の在住外国人は、ブラジルやペルーなどの南米出身の方が多かったが、最近はアジア圏出身の方も増えており、文化が大きく異なるため通訳者だけでの対応は難しい部分があると考えられる。このような中、文化的な対応を行うために、指定申請者と鈴鹿市では、どの程度連携しているのか。

(障がい福祉課)

- ・ 課題等については、各施設における会議等で共有し、指定申請者にも

情報共有している。本市との連携について、これまでも課題等の解決に向けた協議は常時行ってきており、引き続き対応していきたい。

(委員)

- ・ 民間企業で対応することが困難な方の受入れを行っていくことは、対応する内容が複雑化することにつながり、物価上昇等の影響により諸費用が多くなると考えられる。特に専門職については一般職と比べ給与が高いため、計画された予算内で事業を行うことが本当にできるのか。

(障がい福祉課)

- ・ 民間企業で対応することが困難な方の受入れを行っていくが、指定期間内で大幅に変わるのではなく、徐々に変わっていくものと考えており、変化に合わせて、職員の体制など、適正化を図りながら対応できる計画であると考えている。

(委員)

- ・ これまで民間企業で対応していた方を両施設で受け入れていく可能性はある程度視野に入れているのか。

(障がい福祉課)

- ・ 視野に入れており、新たなサービスが必要になる方もいると想定しているが、全体の利用者数は減少していくものと考えている。今後、引き続き専門的な対応を行うとともに、次のステージへ移っていきけるように、利用者の変化に合わせたサービス対応をしっかりと行っていきたい。

(委員)

- ・ 民間企業で対応することが困難な方というのは、当該利用者に対するサービス内容に係る経費等を考えると、経営していくための経済性を確保することが難しい方、又は専門的なサービスが必要で、民間企業では対応自体が難しい方のどちらであるのか。

(障がい福祉課)

- ・ 双方ともに想定している。特に、医療的ケアが必要な方に対しては配置人数を増やす必要があるなど、民間企業では対応が困難と考えられる。そのような方の受入先として公的な施設の存在意義があると考えており、社会全体としても求められている部分であるため、しっかりと対応するための方向性を持っている。

(委員)

- ・ 利用者数が想定を上回った場合、予算を上回る可能性があるが、上回った場合でも受入れは行うのか。

(障がい福祉課)

- ・ 両施設は、本市における障害福祉サービス全体の中におけるセーフティネットの役割を担うことを将来展望としており、民間企業で医療的ケアの対応ができる施設もあるが、受入れが難しい方については、積極的に受け入れる方針を示している。

(委員)

- ・ その際に要する費用はどのように賄うのか。

(障がい福祉課)

- ・ 職員の配置など、状況に応じて対応する計画となっているため、適応できると考えており、必要に応じて本市と協議しながら対応していきたい。

(委員)

- ・ 申立書について、「国税・消費税の納税義務がない」にチェックがあるにもかかわらず、添付資料として消費税の確定申告書等があるが、どのような整理がされているのか。また、納税義務がある法人等は申請者となり得ることはできないのか。

(事務局)

- ・ 納税義務者であっても申請できる。

(障がい福祉課)

- ・ 社会福祉事業区分に該当する両施設については非課税事業であると認識している。法人としては公益事業区分による事業も展開していることから課税資料を提出いただいたと考えられる。

(委員)

- ・ 貸借対照表（令和5年3月31日現在）の1ページ、法人単位貸借対照表、純資産の部において、その他の積立金が約1,580万円、次期繰越活動増減差額が約3億1,700万円、合わせて約3億3,000万円の内部留保があるが、社会福祉法人として必要以上に内部留保を積み立てるのは良くなかったと思うが、社会福祉充実残額はいくらあるのか。

(障がい福祉課)

- ・ どの程度であれば適切かは把握していないが、内部留保は多くないと考えている。

(委員)

- ・ 事業活動計算書（（自）令和4年4月1日（至）令和5年3月31日）の1ページ、法人単位事業活動計算書、サービス活動増減の部の費用において、徴収不能額が約320万円計上されているが、これは利用者か

らの徴収が不能になった部分か。また、特別増減の部の収益において、その他の特別収益として約2,180万円、同部の費用において、その他の特別損失として約3,560万円が計上されているが、こういった内容であるか。

(障がい福祉課)

- ・ 4ページ、サービス活動増減の部の費用における徴収不能額、特別増減の部の収益におけるその他の特別収益、同部の費用におけるその他の特別損失が該当するものであるが、具体的な内容は把握していない。

(委員)

- ・ 両施設の収支予算書について、人件費以外の項目は同額が計上されていることから、費用面において何度か質問がなされている。当該部分においては、法人全体としてある程度柔軟に対応できるためと解釈できる一方、利用者数の減少を見越した職員配置の適正化等を踏まえたバッファとして設定しており、その中で対応するとも見てとれるため、どのように理解すれば良いか。事業自体は長期にわたり行っているため、サービス自体は滞りないものと考えられるが、今後、社会状況が変わり、サービスを向上させようとした時に対応できるのか不安ではある。

(障がい福祉課)

- ・ 事業費については、令和4年度決算額を基にしていると認識している。利用者数に合わせた適切な職員配置等により対応するため同額を計上していると理解しており、社会情勢に合わせてながら運営できると考えている。

(委員)

- ・ 両施設とも利用者アンケートを実施しており、結果は良好であるとのことであるが、民間企業で対応することが困難な方の受入れを行っていくとしているため、利用者にとっては回答の選択肢が限られていることから結果が良くなるのは当然である。アンケートを取ることは重要であると思うが、選択肢があるアンケートと選択肢が限られたアンケートでは結果が異なってくると考えられる。今後、どのようにモニタリングをしていくのかが重要になるが、担当課はどう考えているのか。

(障がい福祉課)

- ・ 利用者アンケートは今後も引き続き行っていく予定である。次期指定期間から施設の目標を、利用者数を増やすことから利用者の満足度向上に転換しているため、本市としても目指すべき方向性に向けてど

のようにモニタリングをしていくかを考えなければならないと認識している。利用者の満足度等が適切に測れるように、指定管理者と協議しながら管理運営を行っていきたい。

(委員)

- ・ ある程度閉鎖的な空間になってしまう部分があるため、大きな問題にならないと明るみに出ない場合がある。問題になってからでは遅いため、担当課としてしっかりとモニタリングできるよう検討いただきたい。

2 その他

- 事務局から、第3回選定委員会は令和6年8月28日(水)午後2時から開催すること、当該選定委員会においては、これまでに実施した選定委員会における意見を答申書に取りまとめてもらうこと、選定委員会後は本委員会における審議結果を市長に対して答申いただくことを予定していると連絡した。

以 上